

# 成年年齢の引き下げ

市長 米本弥一郎



本年4月1日に成年年齢を20歳から18歳へ引き下げる改正民法が施行されました。これにより本市では約1、100人の成年者が増えます。成年年齢の見直しは、明治9年の太政官布告で満20歳と定められてから146年ぶりのことです。海外での成年年齢は18歳が主流のため、国際的な標準に合わせるとともに、少子超高齢化社会へ若い世代を新たに大人として迎え入れ、活性化につなげる狙いがあります。

成年になると、未成年と何が変わるのでしょうか。新たに成年になった18歳と19歳は親の同意なく法律行為ができるようになります。スマホの契約、クレジットカードを作る、ローンを組むといった行為を自らの判断で行えるようになります。一方で、親の同意なく結んだ契約を取り消せる未成年者取消権を失うことに留意しな

ければなりません。未成年者取消権は未成年者を保護し、消費者被害を抑止してきました。成年になると契約するか決めるのも、その契約に責任を負うのも自分自身となるのです。

先日、警察署長の経歴を持つ市職員が、旭市青少年問題協議会委員と市内小・中学校の校長へ「改正少年法と改正民法による成年年齢」について講話を行いました。改正民法に関しては「高校3年生も成年となります。新成年者には、機会あるごとに大人としての責任を話し、理解してもらう必要があります。残念なことに保護のなくなったばかりの新成年を狙う悪質な大人もいるのです」とのことでした。

皆さまにお願いします。先に成年者となった私たちの責務として、旭市の次代を担う新成年者を守り育てまいりましょう。